No. 131　42. 9. 15

市報 とおかまち

（昭和32年6月5日第3種郵便物認可）　定価一部 5円　発行　毎月 15日　発行所　十日町市役所

今月の納税

固定資産税（三　期）
軽自動車税（月　割）
納　期　9月30日

市のようす

面　積	211.44㎢
男	24,018
女	26,199
計	50,217
世帯数	10,394

（住民登録による人口）

北越北線その後の見通し

早期着工を陳情

十二月頃正式認可か

北越北線につきましてはその後早期着工を目標に運動を続けておりますが、村山内長は去る八月三十日直江津市長はか関係町村長と一般国道二五三号線の改良舗装化促進と合わせて北越北線の着工促進のため三区選出田中（角）代議士、四区選出渡辺、塚田、大竹各代議士らに協力を要請する一方、建設省、鉄道建設公団本社、同東京支社などに陳情しました。

その結果、北越北線について建設公団本社、田中理事（前東京支社長）は次のように語りました。

一北越北線も昨年五千万円の予算で一部用地買収を実施した本年は約二億円の予算で用地買収のほか、一部着工の予定であったが、路線の勾配の点で結論が長びいたので二ヶ月も遅くなった。現在国鉄新潟支社並びに中部支社と支社到志の協議をしている。しかし、新潟支社管内に水害が大規模におきているので、回答が遅れることを心配している。この話しあいがまとまると公団本社と国鉄本社との協議があり、これが二ヶ月位かゝり、その後運輸大臣認可となるので、正式の認可が出るのが十二月頃になるのではないか。建工式を当の中でやっても良いが変更等も考え、着工は来年の四月頃が適当と思われる。

予算面については新年度公団として千億円台を要望しているが、本年の七百五十億円実績からみて容易でない。北越北線は私が手がけた線もあり、工事の消化できるだけの予算はつけたい。

次に東京支社においては小川支社長、青木工事部長に面接しましたが、説明によると「北越北線は上越線の勾配よりゆるく十四%に内定している。ディーゼルも電車も機関車を変えずにどんゝ通過が可能だ。折角つくるのだから立派な鉄道としたい。山は全部トンネルになるので、地下駅も一、二予定している。どんな豪雪時も心配のない鉄道となる。六日町側はすでに用地の交渉に入ったが、十日町側もできたら十一月頃測量に入り、地元の方々にも説明いたしたい予算獲得についてパックアップをお願いしたい。東京支社としては、東京外環状線という大物を抱えているので、予算のやりくりが大変である」と語りました。

来春から計画的に巡回

魚沼地域に胃集団検診車

魚沼二市三郡住民の念願であります胃集団検診車一つくしに二号一が配車になり、八月七日から巡回検診を開始しています。

この車は小千谷市、十日町市及び三魚沼十五町村で組織する魚沼地域胃集団検診協議会に所属し、医療補助及び事業収入によって運営されます。検診の対象は原則として四十才以上の者職域等で受診する機会のない地域住民に重点をおくが、その他受診機会が少ない者、医師が受診を勧奨した者等を考慮して実施することになっています。

検診車の性能としては最新式の胃集団検診用透視間接撮影装置、クーラー、ヒーターその他心電計、眼底カメラ等成人病集団検診車として必要な器も登載しております。今後の活躍が期待されております。当市には去る八月二十八、二十九日に来市し上新田地区で百三名の検診を実施し、続いて九月、十一月、十二月に来市する予定です。市としては今年中は従前から特に要望のあった地区をテスト的に実施し、来春から計画的に巡回する予定です。

なお実施要領等については次のとおりです。

(1)検診車内でバリュウムを飲んでから寝台に横たわります。撮室から遠隔自動操作で寝台もろとも上下して体位を変えたりする間にレントゲン撮影がなんの不安もなく、明るいきわめて快適な状態で終ります。この間三～四分で五枚の写真を撮影します。

(2)一日の検診人員は五十五名で概ね午前中に終ります。

(3)受診者は前日夕食を食べてから当日検診終了まで一切の飲食はもち論のこと水・お茶・タバコをのんではいけません。

(4)検診の結果はおよそ二週間以内に通知があります。

(5)検診料は六百円のうち市負担が二百円で個人負担四百円。

(6)妊娠している人は医師の特別の指示がないかぎり検診をうけないでください。

はかりの検査があります

ことしから検査手数料徴収

はかりの定期検査がつぎの日程で市民体育館で行なわれますが、ことしから検査手数料（低減量七十七・四七二キログラム（五百十六・五貫）以下二五・〇〇グラム）が徴収されます。

◇定期検査をうけるはかり取引（売買）または証明用に使用しているはかり、商店、露天商、運送、工場、事業所、農協等で使っているはかりです。

学校、病院で使っている体重計はかならずうけてください。

▽十月十七日＝市体育館、午前九時～午後四時（本町一丁目上下、本町東西一丁目、本町二、三丁目、宮下東西、諏訪町、神明町、水野町、若宮町）

▽十月十八日＝市体育館、午前九時～午後四時（学校町、田川町、川原町、田中町東西、田中町本通り、緑町東西中、西寺町泉町、栄町）

▽十月十九日＝市体育館、午前九時～午後四時（昭和町一、二三、四丁目、関口補口町、加賀条町、高田町一、二、三丁目七軒町、本町四、五丁目、西浦町東西、本町六丁目）

▽十月二十日＝市体育館、午前九時～午後四時（原通り、旭町春日町、稲荷町一、二、三、四丁目、八幡田町、島、江道、猿倉、薬泡、峰沢、背沼、大池、赤倉）

被害総額約4,300万円

中小河川があばれた八月集中豪雨

去月二十六日から二十七日にかけて、中魚地方に集中豪雨があり、十日町市は中条地区を中心に中小河川がたらんし道路や堤防の欠かい、水田の埋ぼつ、冠水等かなりの被害が出ました。

市災害本部のまとめた被害集計は総額四、三四九万円にのぼりました。

各被害の内訳はつぎのとおりです。

【写真は最明寺川の氾らん】

1家屋、床下浸水
正川町公営住宅附近　十二戸
職業安定所付近　六戸
計三十万円

2道路
国道、崩土一カ所　二十立方㍍
（二五三号線八箇トンネル入口）
県道、崩土二カ所
（明神、下条学園場線為永地域百五十立方㍍、五日町中条線小貫地域二十立方㍍）
市道、崩土三カ所
（飛渡線十五立方㍍、名ケ山線八十立方㍍、二ッ屋線二十立方㍍）
路肩欠かい三カ所
（川原町北原線八㍍、三ツ山線七㍍、上新田市の沢線十㍍）
流失　二カ所
（東福木又線十五㍍、入広瀬線一）
計三百九十万円

3河川
堤防護岸欠かい　六カ所
（上大井田川二十㍍、飛渡川赤塚四十㍍、水無川十五㍍、最明寺川十㍍、下大井田川十㍍、飛渡川右岸七十㍍、まさくり川十五㍍）
計九百七十万円

4水田
土砂流入埋ぼつ　四十七カ所
九・三五ヘクタール（中条島、北原ほか）
冠水　二カ所　十五ヘクタール
（中条下島、北原ほか）
計七百五十万円

5水路
十カ所　二百八十三メートル欠かい等
（上田原、鮮沢、新水ほか）
計四百二十六万円

6農道
十四カ所　百八十四メートル
肩くずれ、流失
（八幡、五軒新田、新水松葉沒線ほか）
計二百五万円

7砂防
一カ所　百メートル　地すべり
軽沢　計五百万円

合計四千三百四十九万円

水稲　四十二ヘクタール
収穫皆無　三・六〃　約千七十八万円
七十%　九・二〃
五十%以上五・二〃
五十%以下　二五・〇〇〃
減収量七十七・四七二キログラム（五百十六・五貫）

掲示板

料理教室
とき　十六日＝午後一時から
二十日＝午後七時半から
ところ　公民館
「西洋野菜の料理方法」
芋ばい会

幼児の家庭教育学級
とき　十九日午後七時三十分
ところ　六才児の教育について
講師　十日町小学校長　柄沢栄氏

合唱教室
とき　二十一日、二十八日、いずれも午後七時三十分～九時三十分
ところ　公民館

中学生の家庭教育学級
とき　二十二日　午後七時半から「子供の感情発達について」
講師　学校長

版画教室
とき　二十二日　午後七時三十分から「68年度カレンダー作り」
講師　重野林二氏

手芸教室
とき　二十三日午後一時～五時
ところ　公民館
「カギ編のショール作り」
材料費　千円～千二百円位
講師　田村恭子先生

城ケ丘家庭教育学級
とき　二十七日　午後七時三十分から
ところ　公民館
「子供の情操教育について」
講師　新大長岡分校　斉藤和代先生

鉄筋三階の寄宿舎

校舎の屋根に消雪パイプ

学校統合　南中の建設進む

川治、六合、河中学の統合による南中学校の寄宿舎と校舎増築工事がいま急ピッチで行なわれています。教育効果を高めるためのこの統合は本校対本校の画期的な統合です。

〔寄宿舎新築〕

一棟延九百三十八平方メートル、鉄筋コンクリート三階建、舎室十三、その他で百四名収容できます、去る六月二十日着工十一月末完成をめざしています総工費は約三千七百万円で、備品や給食設備も含まれています。

〔校舎増築〕

一棟二階建四百二十九半万メートルで、普通教室四教室を増築するもので、工費六百六十五万円のほか設備費約四十万円計約七百万円となっていますが、同校舎に学校では初の試みとして屋根に消雪パイプの取付を計画しており成果が期待されています。完成は九月末の予定。

なお市教委調べによる本年度学校工事実施状況はつぎのとおりです。

教員住宅改築（三ッ山分校）百四万四千円、教員住宅新築（珠田分校）百四万四千円、教員住宅新築（大池小）二百八万八千円、教員住宅新築（吉田小）百九十万円、教員住宅新築（中条中）四百三十四万円、教員住宅新築（下条中）四百二十四万円、十留（十日町小）二十万円、図書閲覧室新築（十日町小）二百四十三万円、国旗掲揚塔九万七千円（十日町小）プール新設（中条小）三百五十万円グランド整地（中条小）二十万円プール、グランド防護さく新設（大井田小）二十七万円、屋体土台替（新座小）二十七万五千円、整地（飛一小）十五万円プールさく修繕（川治小）十四万五千円、側溝整備（川治小）九万円、校舎修繕（吉田小）十一万五千円、プールさく修繕他（鯉島小）二十五万円、校舎修繕（真田小）十二万八千円、校舎修繕（下条小）十九万六千円、防護さく（下条小）十二万五千円、電灯新設（水沢小）十二万三千円、プールさく（水沢小）二十万円、プール修繕（水沢小）三十七万五千円、校舎修繕（水沢小）二十万五千円、プール修繕（馬場小）二十万円、校舎修繕（馬場小）十万円、校地道路舗装（馬場小）十四万円、非常階段新設（珠田分校）十五万円、プール整備（野中小）二十五万六千円、校舎修繕（野中小）十五万二千円、給食施設（水沢地区）六百十二万円、三宿（塩之又分校）十万五千円、教員住宅修繕（十日町中）二十四万九千円、便所改築（十日町中）百六十万円、校舎土台替（十日町中）四十二万円土留、側溝整備（十日町中）二十八万円、電灯線張替（中条中）二十五万五千円、校舎修繕（中条中）十二万三千円、グランド整備（中条中）二百九十五万円、寄宿舎新築（南中）三千二百十万円、校舎増築（南中）六百五十五万円、スキー場土留（南中）十五万円、校舎修繕（宮田中）四十一万円、防球さく新設（下条中）十五万円、教室覆装（下条中）十六万八千円屋体床張替（下条中）八十万円非常階段新設（水沢中）十五万円、校舎修繕（水沢中）二十万四千円。　〔建設中の寄宿舎〕

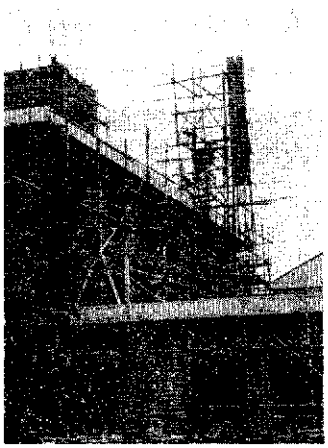

〈解説〉改正借地借家法 ②

借地権の更新を拒んだとき建物の買取請求権を行使

借地契約にはほとんど全部といってよいくらい「増改築を禁示する」とか、「増改築をするについては地主の承諾を要する」というような特約がなされております。

そこで借地人が増改築しようとするには、地主にこれを承諾してもらいたいと話をするわけですが「それは困る」とか「増改築はしてもいいけれども承諾をするについてはいくら出してくれ」といって金額のことで話合いがつかないことがあります。

地主としてみれば、増改築をされると、借地権の更新を拒んだとき借地人から建物の買取請求権を行使され、それだけ高く買取らなければならないことになるので、承諾をするについては何程かよこしてくれといって、それがもっともなこともあります。

2 増改築の承諾に代わる許可の裁判というのはどういうのですか

借地人が増改築をしようとするに当たり、一切の事情を考慮して、地主の承諾に代わる許可の裁判をすることができるようにしたのです。この場合には、やはり当事者間の利害の衡行をはかるために、地代を変更したり、変更の訴訟を起されてしまいます。

地代や承諾料支払の履行などを考慮して一定の金額の支払を命ずることができることにしたのであります。

このような紛争を事前に防止し、当事者の利害を調整しながら、合理的な解決を図るために増改築の承諾に代わる許可の裁判の途を開いたのであります。

（同第二項）

裁判所は、借地権者申立により、当事者の利害を調整しながら、合理的な解決を図るために、増改築の承諾に代わる許可の裁判をすることができる。

この裁判は、契約関係を部分的には変更するものですが、増改築禁止の条約そのものを廃止するものではなく、具体的な当該増改築に限って許可するものです。

このたびの改正による裁判は当事者間の契約関係を変更する形成的のものでありまして通常の民事訴訟と異る性質のものですから、非訟事件として、鑑定委員会の意見を聞いて、具体的に妥当する裁判が得られるようにしたのです。

ゴミ収集にステーション方式

四日町、新座、川治なども

市では去る七月以来毎日町、高山地域でステーション（定時・定点）方式によるゴミ収集を行なって効果をあげていますが、このほどゴミ収集車（ダンプ）一台の増車により、同方式の収集区域を拡大、十一月ごろには市街地全域に採用する予定です。

ステーション方式とは、定まった場所にきめられた時間にゴミを集めるという、極めて合理的な方式で今回拡大編入された区域は、新座、四日町新田、四日町、川治、上、中町、内後、下町、山本などで収集車が毎日を定めて毎週一回巡回いたしますので、つぎのことに注意して下さい。

- ○ステーションは車の運行に支障のないよう空地等適当な場所を選定しておく。
- ○ゴミは燃えないものと燃えるものとにわけて午前九時までに出しておく。
- ○ゴミは必らずポリ袋か紙袋に入れておく。
- ○収集日以外はゴミをステーションにおかないこと。

軌道に乗った栗園

市内黒沢の栗園は、ことしようやく軌道に乗り多収穫が期待されています。

同栗園は十二ヘクタールで本年五・六トンの収穫が予想されていますが昨年半分以上も盗難にあっただけに、ことしは組合員一致協力して警戒に当たっています。

寄附ありがとう

中林教育長さんは、病気全快のため金三万円を市公民館建設基金として寄付されました。

八・二八水害被災者に

県税の特別措置

なお、災害救助法適用市町村及び財務事務所長の指定した地域内の被災者の方は、申請の手続きはいりませんが、その他の地域の被災者の方は、被災証明書を添付した申請書を財務事務所に提出してください。

個人事業税、不動産取得税、自動車税などについても減免されますから申請手続きをしてください。（十日町財務事務所）

納期限の延長

八月二十八日から九月三十日までの間に申告、申請、納税等をしなければならないものについては、その期限を十月三十一日までの範囲内で延長されます。

読んで水害のお見舞いを申しあげます。

被災者の方の県税については次の特別措置を行ないますのでお知らせします。

オ入			オ出		
市税	354,552千円	35%	教育費	210,391千円	21%
地方交付税	217,441	22	民生費	166,836	16
国県支出金	193,983	19	総務費	168,319	16
市債	69,700	9	土木費	151,964	15
繰入	42,090	4	農林水産業費	79,174	8
その他	111,540	11	衛生費	82,013	8
			商工費	52,032	5
			消防費	46,691	5
			公債費	47,452	5
			その他	25,038	2
計	1,008,913	100	計	1,008,913	100

公民館

だれでもできるたのしい版画

版画王国・日本、といわれるほど、日本の版画は国際的にも重要な位置にあります。「版画」というと、私たちはすぐ歌麿を代表とする浮世絵を思いうかべます。たしかに、その伝統が日本の版画を国際舞台にのしあげています。しかし、現代版画はもっと自由な、いわば絵画的創造の世界にあります。そして今日本の版画は「浮世絵」をのりこえて、数々の国際大賞を受けて一つのブームをまきおこしています。

少し話が大きくなりましたがこれが現在の日本版画界です。そして、その中の一人、星襄一先生（日本版画協会委員、六日町出身）が、この公民館の「版画教室」を指導してくださっています。

先生は以前、仕事の関係でちょいちょい十日町においでになっておられました。このような世界的な方をそのままにしておくのはもったいないと、浜常町氏（故人）や重野佳二氏など町の有志によって話がすゝめられ、公民館がお手伝するということで、二年前にこの公民館版画教室」が誕生しました。

また生まれて間のない教室でもあります。

その他に、春、秋のスケッチ旅行や展覧会も計画されています。

■教室のある日は、毎月第一、第三金曜日、夜七時～九時

■会場は公民館図書室

■指導は重野佳二氏（星先生は今は都合で年二、三回しかみえられません）

■材料としては刀、バレン（一式約千五百円）その他には板（ほバニヤ（シナの木）紙（島の子）等が必要になります。

■版画展作品製作（七、八月）

■一九六八年版カレンダー製作（九、十、十一月）

■一九六八年賀状製作（十二月）

■雪祭スタンプ製作（一、二月）

版画は、一度、刀をにぎり版をほり、絵をすり上げる、という地味な作業の中から、せゝこましい日常生活とは別の、心のよろこびをあじわうことができたら、と考えております。

現在版画教室は二十二名で、年令は十代から六十代の老若男女。職業的には、教師や保母、主婦、店員、織物業、図案業、大工など多種多様で、これがこの教室の特色であり、たのしさでもあります。

又、内容的には、誰でもしたしめるように、家庭的なもの日常的なものを中心にすゝめています。今年の計画は次の通りです。

■暑中見舞状製作（四、五、六月）

■材料費は、刀、バレン、板、紙、インキ、ニス、ボンド、ハケ、ヘラ、ルーペ、ペン、ペンキ、ペンキ用筆、ペンキ用ヘラ、ペンキ用ルーペ、ペンキ用ペン、ペンキ用ハケ、ペンキ用インキ、ペンキ用ニス、ペンキ用ボンド